

船舶事故調査報告書

平成31年1月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成30年5月17日 07時40分ごろ
発生場所	三重県尾鷲市桃頭島南方沖 桃頭島灯台から真方位170° 1.6海里付近 (概位 北緯34°02.0′ 東経136°16.0′)
事故の概要	漁船第2大岬丸及び漁船第七大岬丸は、互いに接舷して定置網の交換作業中、第2大岬丸の乗組員が第七大岬丸に移乗した際に負傷した。
事故調査の経過	平成30年7月9日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第2大岬丸、19トン ME2-6008、九鬼定置漁業株式会社 B 漁船 第七大岬丸 1.9トン ME3-55642、九木浦共同組合
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型 甲板員A、一級小型 B 船長B、一級小型
負傷者	軽傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	<p>A船は、船長A及び甲板員Aほか13人が乗り組み、桃頭島南方沖の定置網の交換作業中、機関を中立運転とし、B船を使って甲板員を2隻の僚船に分乗させるため、A船の右舷とB船の右舷を接舷し、船首尾に係留索をとった。</p> <p>甲板員Aは、A船の後部甲板から同甲板よりも約30cm低いB船の前部甲板へ移乗した際、右足でB船の前部甲板上に置かれていたロープを踏んで体勢を崩し、B船の甲板上の左右舷に通っている直径約10cmの鉄管と前部甲板との隙間（約5cm、以下「本件隙間」という。）に右足を挟み、痛みを感じたものの作業を進めた。</p> <p>甲板員Aは、その後約30分間、定置網の交換作業をしていたところ、右足の激しい痛み到我慢できなくなり、B船によって尾鷲市九鬼漁港に運ばれ、救急車で病院へ搬送され、右第2中足骨骨折及び楔状骨骨折と診断された。</p> <p>甲板員Aは、ふだん、船長から甲板上のロープは踏まないなどの安全な作業についての指導を受けていた。</p>

	<p>甲板員Aは、定置網漁に従事した経験が約1年であった。</p> <p>甲板員Aは、ゴム長靴、ゴム手袋、カッパの上下、ヘルメット及び膨脹式救命胴衣を着用していた。</p>
分析	<p>本船は、定置網の交換作業中、甲板員Aが、A船からB船に移乗した際、右足でB船の前部甲板上のロープを踏んだことから、体勢を崩し、右足を本件隙間に挟んで負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、定置網の交換作業中、甲板員Aが、A船からB船に移乗した際、右足でB船の前部甲板上のロープを踏んだため、体勢を崩し、右足を本件隙間に挟んだことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶間を移乗する際は、足下にロープなどの障害物が置かれてないか十分に確認するとともに、ロープなどを踏まないこと。